

第 2 5 回半田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 2 0 日午後 2 時 0 0 分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 第 7 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 7 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 7 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 7 5 号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（一括契約）

諮問第 1 0 号 農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第 4 番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	出席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	欠席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	榊 原 正 彦	書記	服 部 由 紀
書記	安 本 源		

事務局

ただ今から第 25 回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さま、本日は農業委員会へご出席いただきましてありがとうございます。先日の子供たちの体験農業も無事終了しましたご協力いただいた皆様ありがとうございました。本日も議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は 11 名中 10 名です。また、推進委員 5 名中 5 名ご出席いただいております。半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、11 番の新美周大委員と 1 番の深津延幸委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

それでは、日程第 2 の第 72 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、3 件出ております。番号 703-8・703-9 について、受人が同じであるため 2 件を一括で上程します。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲渡人は譲受人の強い希望と耕作の担い手が不足していることから譲渡するものです。場所については、別冊 1 頁と 2 頁をご覧ください。譲受人は酪農業を営んでおり付近で牧草の栽培を行っています。経営する牧場および法人役員の自宅から近く通作の利便性及び耕作の経営効率が良いこともあり営農計画書と誓約書も提出されていることから、特に問題ないかと思われます。ほか地域に関しては担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。牛糞堆肥施設がありその周辺の農地になります。耕作放棄地で荒れた状態となっているものでした。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

番号 703-8～9 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-8～9 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-8～9 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-10 について、事務局・担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。譲渡人は 30 年以上前に相続により取得したものの長年耕作ができていない状況で、この度離農するにあたり譲受人に相談したところ、市外在住ではあるものの、知多半島に来る機会が定期的にあり、現在栽培している果樹の栽培を申請地でも行い、営農規模を拡大すると決められ、申請に至りました。譲受人が在住している市の農業委員会に既存農地の営農状況について問い合わせを行ったところ、効率的に栽培を行っているものと回答がありました。本人とも連絡を取っており、取得後は直ちに草刈りを行い、営農の準備に入るとのことでした。現在の荒れた状況から活用をされるのであれば特段問題のないものと考えます。

委員

場所については、別冊 3 頁をご覧ください。申請地はいわゆる滑走路と呼ばれるところのすぐ東側になります。

議長

番号 703-10 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-10 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-10 を承認・可決いたします。

続きまして、第 7 3 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、1 件出ております。

番号 704-4 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申請人は現在市内アパートで生活していますが、もともとは申請地の地域の出身であり、今回の申請より元の地域に戻ることとなります。現在も居住地から車で時間をかけて通作しており、住宅を建築して通作時間の解消をしたいと考えていることから適当であると考えられます。

委員

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。付近に住宅地も多く、隣接地には美容院もあるため特段問題はないと考えられます。

議長

番号 704-4 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 704-4 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 704-4 を承認・可決いたします。

続きまして、第 7 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、3 件出ております。

番号 705-9 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申請者は夫とアパートで生活していますが、手狭となったため祖父の所有する農地に分家住宅を建てたいとするものです。内容について、申請代理人の行政書士に確認を行ったところ特に問題はありませんでした。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。県道から南に入った場所で現状畑となっている場所でした。特段問題はありません。

議長

番号 705-9 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-9 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-9 につきまして、を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-10 について、議事不参与者は退出しての審議となります。

(不参与者となる者退出)

事務局・担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。3 月総会で諮問のあった除外の案件です。借受人は申請地の隣地において、診療所を営む医師で、事業が順調なことをうけ慢性的な駐車場不足の解消と既存駐車場に診療施設を増築する予定で、さらに不足する駐車場を賄うため隣地である申請地を借り、駐車場を整備しようとするものです。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。現地はきれいに管理されています。

申請者の運営する診療所ではかねてより駐車場が不足していたとのことで、それほど信頼されている医院であることを含めて問題はないと考えられます。

議長

番号 705-10 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-10 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-10 を承認・可決いたします。

(退出者席に戻る)

続きまして、番号 705-11 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲受人の法人は鉄工業を営む法人で受注増加に伴う資材置場の不足問題を解決するために取得するものです。場所については、別冊 7 頁をご覧ください。リサイクルセンターやふれあいプールより北側へ進んだ地点です。既存敷地である資材置場を今回拡大するものであり、問題ないと思われます。

議長

番号 705-11 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-11 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-11 を承認・可決いたします。

続きまして、第 7 5 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、4 件出ております。

番号 706-7～8 について、受け手が同じであるため一括し、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。借受人は、阿久比町と半田市を中心とした農業法人です。市内でも広く耕作をされており、問題は無いと思われます。場所については、別冊 8 頁をご覧ください。国道 247 号の南側が申請地となります。残りの申請地は担当委員よりお願いします

委員

残りの場所については、別冊 9 頁をご覧ください。1 枚の田んぼの一部分が申請地ですが特段問題ないものと考えます。

議長

隣の田は同一の方が耕作をしているのですか。

事務局

ご説明のとおり、一枚の田んぼの一部が申請地となっています。残りの部分についても同借受人が耕作を行っているため、一体として耕作を行うことになります。

議長

番号 706-7～8 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-7～8 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-7～8 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 706-9 について、事務局・担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。借受人は、お住まいが蒲郡ではありますが、市内で広く耕作をされている農家です。今回の場所は、すでに耕作している田が多くあるエリアですので、これまでの耕作と併せてされ

るものと考えます。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

先ほどの農用地利用集積等促進計画で説明した地点よりさらに南側になります。申請地のさらに南側には先ほどの農地法 3 条の案件箇所があります。以上です。

議長

番号 706-9 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-9 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-9 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 706-10 について、事務局・担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。借受人は、市内では養鶏を、阿久比町では広く水稻を行うものです。

特段問題は無いものと考えています。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

場所は矢勝川の阿久比町寄りになります。現場を確認したところ、きれいに管理されていることから問題ないものと考えます。以上です。

議長

番号 706-10 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-10 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-10 を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 10 号「農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について」、2 件出ております。農用地区域の除外について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申請者は市内アパートに妻と子供の 4 人で暮らしていますが、手狭となったことから分家住宅を建築しようとするものです。現在鍼灸院で働いており、独立して鍼灸院を兼ねた分家住宅を建てたいとするものです。申請地の隣が申請者の父親の居住地兼診療所です。排水は南側の市の水路へ排水することから問題ないと考えます。場所については担当委員よりお願いします。

委員

新美南吉記念館の北側で矢勝川の南側になります。特段問題はないと思います。

除外担当

申出地は白地に面しており、6 要件も満たしているため問題ないと考えられます。

議長

本件につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

本件につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

本件を承認・可決いたします。

続きまして、農用地区域の用途区分変更について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申出者の父親が土地所有者となります。土地を借り受けて事業拡大をしたいということです。申出者の子供も事業継承について前向きであり畜舎の増築は合理的であると考えます。場所については、別冊10頁をご覧ください。東午ヶ池の南側の斜線部分となります。

議長

本件につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

本件につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

本件を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」が11件、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」が4件、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」が14件、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」が2件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第1号から第4号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長

これで第25回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後2時50分)

以上議事のてん末を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 _____ 印

半田市農業委員 _____ 印

半田市農業委員 _____ 印